

学校いじめ防止基本方針〔概要版〕

1 いじめの定義

児童に対して、校種を問わず一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

【いじめ防止対策推進法より】

2 いじめの理解

いじめはどこでも誰にも起こりうると考え、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあると認識することが必要。「傍観者」にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気が必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

- ① 安心して生活できる環境をつくる。（授業づくり，集団づくり，学校づくり）
- ② 日常的な児童の様子の把握・評価と，PDCAサイクルに基づく取組を実施する。
- ③ いじめについての共通理解の徹底と，いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ④ いじめが生まれる背景の把握と，状況を踏まえた指導を徹底する。
- ⑤ 自己有用感や自己肯定感を育む配慮と，児童の主体的な取組の支援を行う。

(2) 早期発見

- ① 早期発見，複数の関与，情報公開など，軽視せず積極的に認知する。
- ② 実態把握，情報共有，体制整備とその点検に努める。

(3) いじめに対する措置

- ① 担任一人で抱え込まず組織的に対応し，謝罪や責任の所在より児童の人格の成長に主眼を置く。
- ② 保護者の協力を得て，必要に応じて関係機関・専門機関と連携し，対応に当たる。
- ③ 児童の安全確保を第一とし，組織として対応する。必要により警察等と連携する。
- ④ いじめを受けた児童への対応は，傾聴，親身な対応を心がけプライバシーに十分留意する。
- ⑤ いじめを受けた保護者への対応は，迅速に情報提供を行い，信頼関係の構築に努める。
- ⑥ いじめを受けた児童の教育環境の確保と心の安定を最優先に考え，その後の支援を継続する。
（いじめ認定の解消に要する期間は3か月であるため，少なくとも3か月間は観察を継続する。）
- ⑦ いじめた児童へは，複数対応での再発防止に努める。必要に応じて外部との連携・協力を実施する。
- ⑧ いじめた児童の保護者への助言及び連携は，該当児童の人権保護を念頭に置きながら慎重に行う。
（事実確認・状況に見合った指導・プライバシー配慮・警察との連携・出席停止の検討等。）
- ⑨ いじめが起きた集団で「観衆・傍観者」を作らない指導と，望ましい集団づくりを働き掛ける。
- ⑩ インターネットに関わるいじめでは，不適切な書き込みへの対応や情報モラル教育を推進する。

(4) その他の留意事項

- ① いじめ対策年間指導計画の作成
- ② 組織的な指導体制の確立と機動性あるケース会議の設定
- ③ 校内研修の充実
- ④ 校務の効率化
- ⑤ PDCAサイクルに基づく学校評価
- ⑥ 地域や家庭との連携

4 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校に「いじめ問題対策委員会」を設置する。

(2) 「いじめ問題対策委員会」の役割

- ① 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめの疑いに関する情報があった時には、いじめ問題対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑤ 校内における迅速な情報共有及び経過指導の対応確認のため、「いじめ問題対策委員会緊急会議」とは別に、校内職員を主な構成員とする「ケース会議」を随時実施する。

(3) 「いじめ問題対策委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。

【常任委員】

- ①校長 ②教頭 ③主幹教諭 ④生徒指導主任 ⑤養護教諭 ⑥学年主任
- ⑦いじめ・不登校対策担当 ⑧事例関係職員 ⑨学校評議員 ⑩PTA会長 ⑪PTA副会長

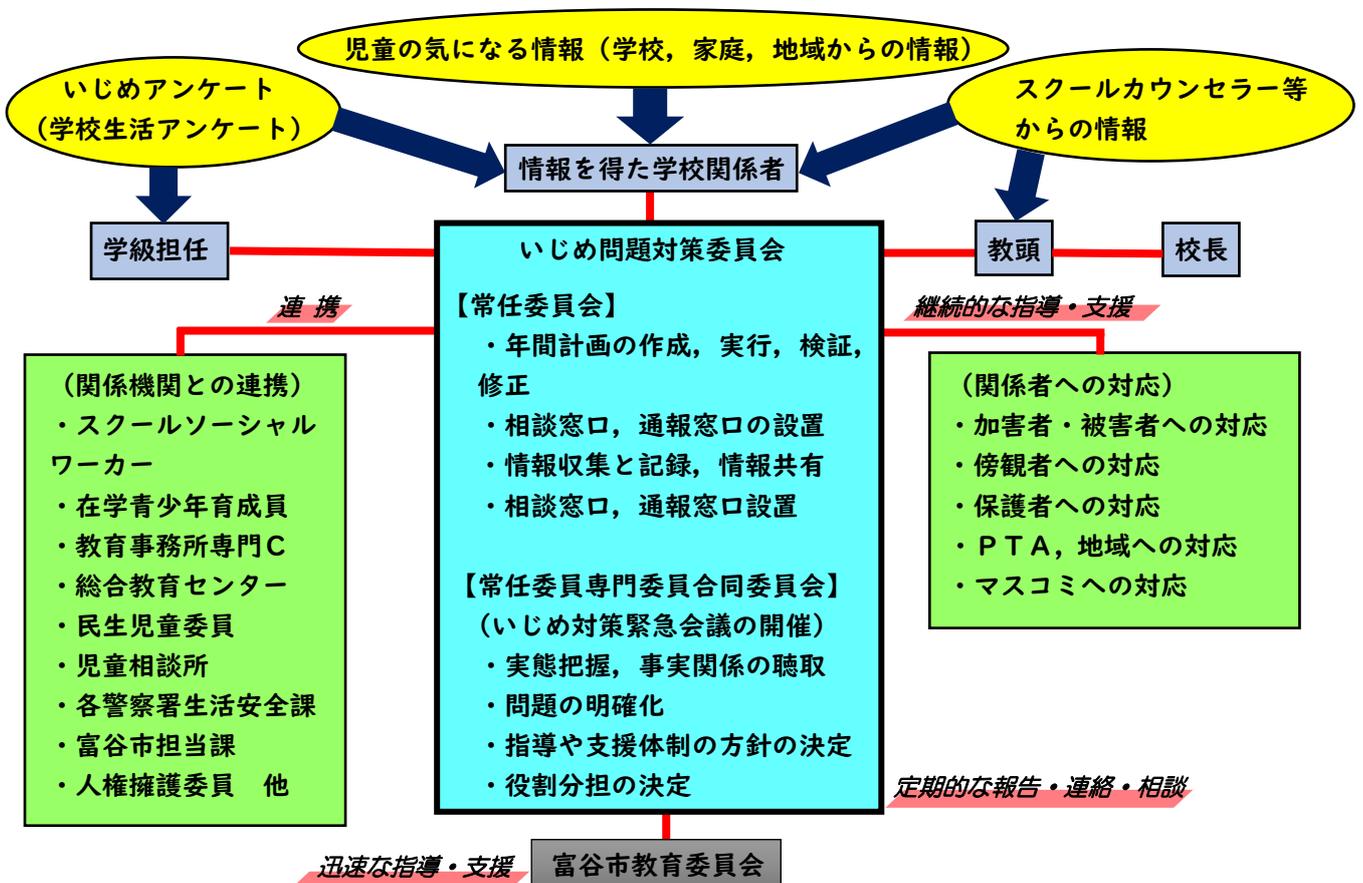
【専門委員】

- ⑫スクールカウンセラー ⑬富谷市教育相談員 ⑭その他校長が必要と認める者

【調査専門委員】

- ⑮富谷市総務課弁護士資格職員 ⑯成田交番警察官 ⑰その他校長が必要と認める者

【いじめ問題対策委員会組織図】



※「ケース会議」参加者…①,②,③,④,⑤,⑥(該当学年),⑦,⑧(担任), (*必要に応じて⑫,⑬,⑭)

5 重大事態発生に係る調査を行うための組織

(1) 「いじめ問題調査会」の設置

富谷市教育委員会にいじめ問題調査委員会が設置されるまでの間、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、本校に「いじめ問題調査委員会」を設置する。

- ① いじめを受けた児童に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ② 被害児童が一定期間、または連続して欠席や別室登校等を余儀なくされている疑いがあるとき。
- ③ その他、児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったとき。

(2) 「いじめ問題調査委員会」の役割

- ① 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- ② 被害児童及び保護者に、当該調査に係る重大事態等の必要な情報を適切に提供する。

(3) 「いじめ問題調査委員会」の構成

◆構成員

富谷市教育委員会の指導の下に、「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて調査専門委員を加えて、「いじめ問題調査委員会」の構成員とする。

6 そよかぜ児童会「さわやか宣言」

本校では開校初年度に発生した、いじめ事案をきっかけとして、「いじめを再び起こさない学校に」という願いの下、児童会が中心となって全校でこのスローガンを作成しました。このスローガンはPTAの協力によりパネルとして校内2箇所に設置された他、各教室に掲示したり、児童会行事の中で全校児童で唱和したりするなど、「みんなでいじめをなくそう」という心情を育む取組に、毎年活かしています。

そよかぜ児童会 さわやか宣言

- あいての 気持ちを考え、みんなと なかよくします。
- 友だちの よいところや、がんばっているところを たくさん 見つけます。
- だれにでも やさしくします。
- よく 考えて、ことばを えらんで 話します。
- わる口や かげ口を なくします。
- もし、いじめを見たら、だれかに話し、やめさせます。
- 自分のものも 友だちのものも 大切にします。

わたしたちは よいと思つことを すずんでして
いきます。そして、みんなが 楽しんで くらせる
明石台小学校を つくっていきます。

二十六年二月十七日 明石台小学校そよかぜ児童会

7 学校と保護者が協働で当たるいじめ(トラブル)対応の進め方

本校では、いじめの迅速で適切な解決に向けての一つの手立てとして、学校だけではなく、いじめられた児童・いじめた児童双方の各家庭からも協力をいただく方法を、次のような例を挙げながら、保護者説明会等で示しています。「いじめは重大な事案につながる問題であること」、「共に見守っていく」という認識を一層深めながら、子どもたちの健全な成長への願いを共有したいと願っています。

